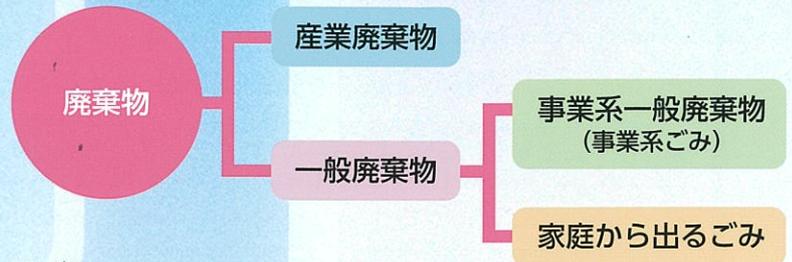


ごみパンフレット

◇廃棄物の区分

廃棄物処理法では、廃棄物を「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分し、一般廃棄物は産業廃棄物以外のものとしています。

廃棄物の分類図



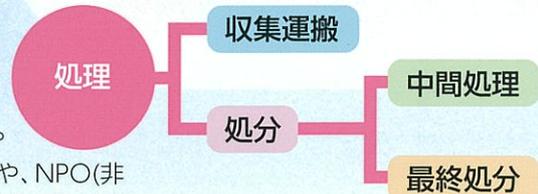
◇事業系一般廃棄物とは

- ・事業所、商店等から出る紙くず、茶殻等の雑ごみ
- ・飲食店、従業員食堂から出る残飯、厨芥類・卸小売業から出る野菜くず、魚介類等

◇産業廃棄物一覽

産業廃棄物とは、事業活動^(※)に伴って発生するごみのうち法律で定めるものです。次の20種類が規定されています。産業廃棄物の収集運搬又は、処分の許可を有する業者に、依頼してください。

※事業活動とは会社や工場などの事業所のほか、学校や官公庁などの公共機関や、NPO(非営利団体)、宗教法人、個人商店の活動など、家庭以外で行われるすべての活動を指します。



	種類	代表例
全業種	(1)燃え殻	石炭がら、コークス灰、産業廃棄物の焼却残さ等
	(2)汚泥	メッキ汚泥、水洗ブースかす、建設汚泥等
	(3)廃油	廃潤滑油、廃エンジンオイル、廃洗浄油等
	(4)廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、全ての酸性廃液等
	(5)廃アルカリ	写真現像廃液、苛性ソーダ液、全てのアルカリ性廃液等
	(6)廃プラスチック類	合成樹脂くず、廃発泡スチロール、合成ゴムくず(廃タイヤ含む)等固形状・液状の全ての合成高分子系化合物等
	(7)ゴムくず	天然ゴムくず、生ゴム等
	(8)金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、切削くず、ブリキくず等
	(9)ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類、レンガ製品くず、セメント製品くず等
	(10)鉱さい	スラグ、ノロ、サンドブラスト廃砂等
	(11)がれき類	コンクリート破片、アスファルト破片等
	(12)ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん施設で集められたもの等
業種限定等	種類	業種等
	(13)紙くず	建設業、パルプ製造業、製紙業、製本業
	(14)木くず	建設業、木材・木製品製造業、流通パレット
	(15)繊維くず	建設業、繊維工業
	(16)動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業
	(17)動物系固形不要物	と畜場で処分した獣畜、食鳥処理場で処理した食鳥
	(18)動物のふん尿	畜産農業
(19)動物の死体	畜産農業	

(20)政令第2条第13号に定めるもの 上記19種類を処分するために処理したもの

産業廃棄物または事業系一般廃棄物のどちらなのか、しっかりと選別することが大切だよー！



※上記に該当する廃棄物で、処理方法が不明なときは(公社)福岡県産業資源循環協会☎092-409-8911にご連絡ください。事業所から出るごみは、種類や量に関わらず、家庭ごみの集積場所に出すことはできません！(P2参照)



事業所ごみの処理責任

事業者は、事業活動に伴って生じたごみについて、量の大小を問わず自らの責任において処理することが法律で義務付けられており、適正に処理をしない場合、拘禁刑もしくは罰金またはその両方が科せられます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）〔抜粋〕

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。



大野城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例〔抜粋〕

第7条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。



多量排出事業者の減量義務

大野城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第20条及び大野城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第15条、第16条及び第17条の規定に基づき、事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者（以下「多量排出事業者」）は、事業系一般廃棄物の減量及び再利用に関する計画書を提出するとともに、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届ける必要があります。

多量排出事業者の基準

- ・事業の用途に供される部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物を有する事業者
- ・学校の用途に供される部分の床面積の合計が8,000平方メートル以上の建築物を有する学校教育法第2条に規定する設置者
- ・事業系一般廃棄物を月平均3トン以上又は年36トン以上排出する事業者
- ・事業系一般廃棄物を可燃物専用袋（大）に換算して月平均500枚以上又は年6,000枚以上排出する事業者



事業系一般廃棄物の分別・処理方法

事業所から出るごみは、種類や量に関わらず、家庭ごみの集積場に出すことはできません！
事業系一般廃棄物を処理する方法は、大きく2つに分かれます。

◇地区の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する

※事業所の所在地によって担当業者が決まっていますので下表を参照してください。
許可を受けていない業者に処理を依頼する事は、廃棄物処理法により禁止されています。
これに違反した場合は、罰則が科せられます。(5年以下の拘禁刑もしくは1千万円以下の罰金またはその両方)

一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

業者名	担当地区
有限会社大野城美掃 TEL:092(503)6166 住所:御笠川2-11-18	白木原1～5丁目、下大利団地、瓦田1～5丁目、曙町1～3丁目、 瑞穂町1～4丁目、大字上大利の一部(上大利区)、 上大利1～5丁目、下大利1～5丁目、中央1・2丁目、 御笠川2・3丁目、東大利1～4丁目、 筒井2～5丁目(4丁目1～4番を除く)、錦町2～4丁目
有限会社クリーンみかさ TEL:092(575)2789 住所:仲畑1-14-25	仲畑1～4丁目、大字中、中1～3丁目、乙金台1～3丁目、 大字乙金、乙金1～3丁目、御笠川1・4～6丁目、 乙金東1～4丁目、大池1・2丁目、川久保1～3丁目、 雑餉隈町1～5丁目、栄町1～3丁目、山田1～5丁目、 筒井1丁目、筒井4丁目1～4番、錦町1丁目、 大城1～5丁目、大字瓦田
株式会社大野環境 TEL:092(586)3020 住所:筒井3-6-18	緑ヶ丘1～4丁目、南ヶ丘1～7丁目、つつじヶ丘1～6丁目、 宮野台、若草1～4丁目、月の浦1～5丁目、旭ヶ丘1・2丁目、 平野台1～4丁目、紫台、南大利1・2丁目、大字牛頸、 牛頸1～4丁目、横峰1・2丁目、畑ヶ坂1・2丁目

◇自社でごみ処理施設に直接持ち込む

※子会社や下請け業者が運搬する場合は自社とはみなされませんので注意してください。
※ごみ処理施設の詳細は裏表紙を参照してください。

産業廃棄物はコチラ

認可を受けた産業廃棄物処理業者に依頼してください。

産業廃棄物処理業者の照会

問い合わせ先

公益社団法人福岡県産業資源循環協会
TEL:092-409-8911



事業系一般廃棄物の正しい出し方

※産業廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者に依頼してください。
(産業廃棄物についてのお問い合わせはP2参照)

ごみの種類	ごみ袋等	ごみの内容
もえるごみ	もえるごみ	厨芥ごみ(生ごみ) 紙くず (できるだけ古紙リサイクルへ P5参照) 木製品 
ビン・缶	資源ごみ 「ビン・缶」 「その他の もえないごみ」 に分別して 出してください。	食べ物・飲み物の空き缶、空きビン ※一辺が20cmを超える缶は「その他のもえないごみ」へ。 キャップや王冠は、材質ごとに「もえるごみ」、「その他のもえないごみ」へ。 中身を出して軽く水洗い 
その他のもえないごみ		陶磁器、金属製品、ガラス製品(ビンを除く)、小型の電化製品、白熱球、スプレー缶、カセットボンベ ※割れたガラスや包丁、鋭利なものは紙で包む。 スプレー缶やカセットボンベは、穴を空けずに中身を完全に使い切って出してください。 
ペットボトル 白色トレイ	ペットボトル 白色トレイ	ペットボトル  マークのついた、飲料用・しょうゆ・酒類用の容器 →ラベルとキャップをはずす ・ラベルはもえるごみへ ・キャップはリサイクルへ ※もえるごみでも可 →水洗 →軽くつぶす 白色トレイ 発泡スチロール製の平型トレイで、白色、つまようじがつきささるもの →ラップ・シールをはがす →洗剤で洗う →重ねるをはがす ※色つきトレイ・納豆容器・カップめん容器は「もえるごみ」へ。 
せん定枝等		せん定枝、枯草、枯木、枯葉、刈草、廃木材(産業廃棄物を除く)については大野城環境処理センター(緑のリサイクル)に搬入できます。 ※搬入されたせん定枝等はリサイクルされます。 できるだけ大野城環境処理センターに持ち込むようお願いいたします。

※粗大ごみの臨時収集については、担当地区の一般廃棄物収集運搬許可業者(P2参照)に依頼してください。

処理手数料

◇事業所用ごみ袋料金一覧

ごみの種類	ごみ袋の種類	金額
もえるごみ	もえるごみ袋(小:45L)	900円/10枚
	もえるごみ袋(大:70L)	700円/5枚
ビン・缶	資源ごみ袋(45L)	900円/10枚
その他のもえないごみ	資源ごみ袋(45L)	900円/10枚
ペットボトル・白色トレイ	ペットボトル・白色トレイ袋(45L)	900円/10枚

○取扱場所 ごみ収集運搬許可業者、公民館、市役所売店等

◇ごみ処理施設直接搬入手数料

施設名	手数料	ごみの種類
クリーン・エネ・パーク南部 (福岡都市圏南部工場)	140円/10kg	もえるごみ
春日大野城リサイクルプラザ	140円/10kg	ビン・缶、 その他のもえないごみ、 ペットボトル・白色トレイ
大野城環境処理センター (緑のリサイクル)	110円/10kg	せん定枝、枯草・枯木・枯葉、 刈草、廃木材

※10kg未満は10kgとして計算します。

不法投棄や野外焼却は犯罪です。

一般廃棄物、産業廃棄物に関わらず、廃棄物を不法投棄したり、野外焼却(野焼き)したりすることは、廃棄物処理法により禁止されています。これらに違反した場合は、罰則が科せられます。

罰則

5年以下の拘禁刑もしくは1千万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金またはその両方が科せられます。

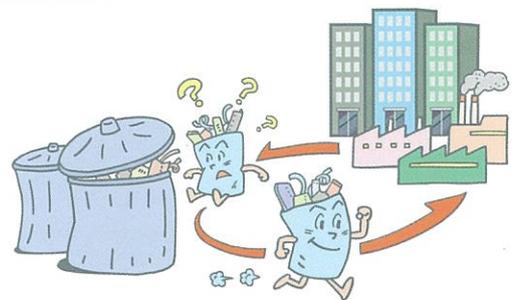
オフィスで出来るごみ減量・リサイクルの取り組みの実例紹介

大野城市のごみの量は令和6年度で26,743トン、うち8,186トンが事業系ごみで、全体の約3割を占めています。

事業系ごみには、古紙や生ごみなど良質で資源として再利用可能なものが、たくさん含まれています。

限りある資源を有効に活用し、地域の環境を守るために事業系ごみの減量と再資源化の推進にご協力ください。

ごみを減量し、4R(リフューズ(発生抑制)・リデュース(削減)・リユース(再利用)・リサイクル(再生利用))を進めていくことは、ごみ処理コストの削減といった直接的な効果の他に、環境に配慮している事業所として企業イメージの向上等、様々なメリットがあります。



具体的な取組事例

- ・分別ボックスの設置
※分別した古紙は、「事業所古紙回収事業」(P5参照)をご活用ください。
- ・OA用紙の裏紙使用
- ・マイボトルの利用推進
- ・民間リサイクル事業者の活用
- ・マイバッグ持参運動の奨励
- ・納品時の梱包を簡易もしくは再利用できるものにする



OA用紙の裏紙使用



マイボトルの利用推進

事業所も
地域の一員です！
協力してごみを
減らしましょう！



納品時の梱包を簡易もしくは再利用できるものにする



古紙リサイクル

事業所から排出される紙類を分別してリサイクルしましょう。
分別すれば、環境にやさしい上に、事業所の経費節減にもなります。

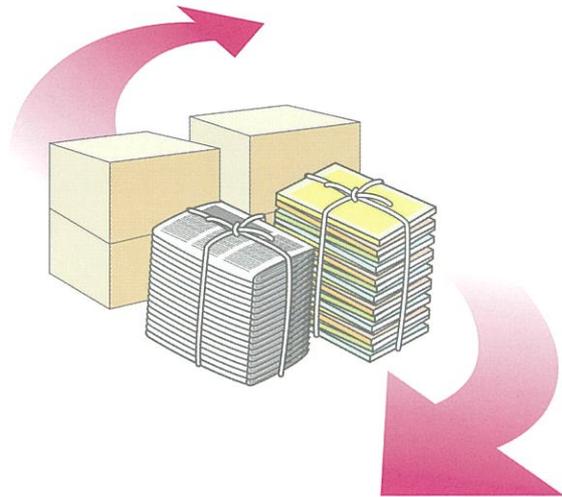
■リサイクル可能な紙の種類 (3種類に分別してください)

- 1.新聞紙 2.ダンボール
- 3.雑誌・雑がみ (OA用紙、パンフレット、菓子箱、ビニールを取ったティッシュ箱、飲料用紙パックなど)

※ 防水加工紙、感熱紙、カーボン紙、ビニール加工紙、銀紙、ワックス加工紙、油紙などは回収できません。

※ 古紙回収業者によっては、シュレッター紙も回収できます。

古紙回収業者については、市循環型社会推進課にお問い合わせください。



事業所古紙等回収事業

事業の説明

事業所から排出される古紙 (新聞紙、OA用紙、ダンボール等) を月 1 回無料で戸別回収しています。

回収された古紙は
リサイクルされます。



● どうしたら集めてくれるの？

市循環型社会推進課へ電話にて登録の申込をしてください。

● いつ回収されるの？

地域によって異なります。詳細は下表を参照してください。

北 地 区	第 2 回目の水曜日 (2025年 1月より変更)
東 地 区	第 3 回目の水曜日
中央・南地区	第 4 回目の水曜日

● 古紙の量が多いので月 1 回では足りない。

多量排出事業所については個別に対応させていただきますので、市循環型社会推進課までご相談ください。

● 回収日当日に雨が降ったら回収するの？

小雨程度なら回収します。大雨の場合は市循環型社会推進課までお問い合わせください。



ごみ減量・リサイクル推進事業所登録・優良事業所認定事業

大野城市では、ごみの減量や資源のリサイクルに積極的な取り組みを行っている事業所を「ごみ減量・リサイクル推進事業所または優良事業所」として登録・認定し、その取り組み内容を広くPRすることで、市民・事業者・行政が一体となって循環型社会の形成に取り組んでいます。



◇推進または優良事業所として登録・認定を受けると…

- 環境に配慮している企業としてPRされることにより企業イメージの向上に繋がります。
- 廃棄物処理経費を可視化することによりコスト意識が高まり、ごみを減量することによってコスト削減に繋がります。
- ログマークステッカーや認定(表彰)特典を進呈します。(推進事業所はログマークステッカーのみ)



優良認定ログマーク



推進登録ログマーク

◇対象となる事業所

- 市内に所在する事業所。ただし、申請日の1年前の日以降に法令違反した事業所を除きます。

◇登録、認定期間

- 登録または認定された次年度の4月1日から2年間



令和6年度優良事業所表彰式の様子

◇登録、認定方法

- 市循環型社会推進課に申請書を提出し、登録または認定基準の各項目で一定基準以上達成していると認められれば、推進事業所として登録、優良事業所として認定されます。

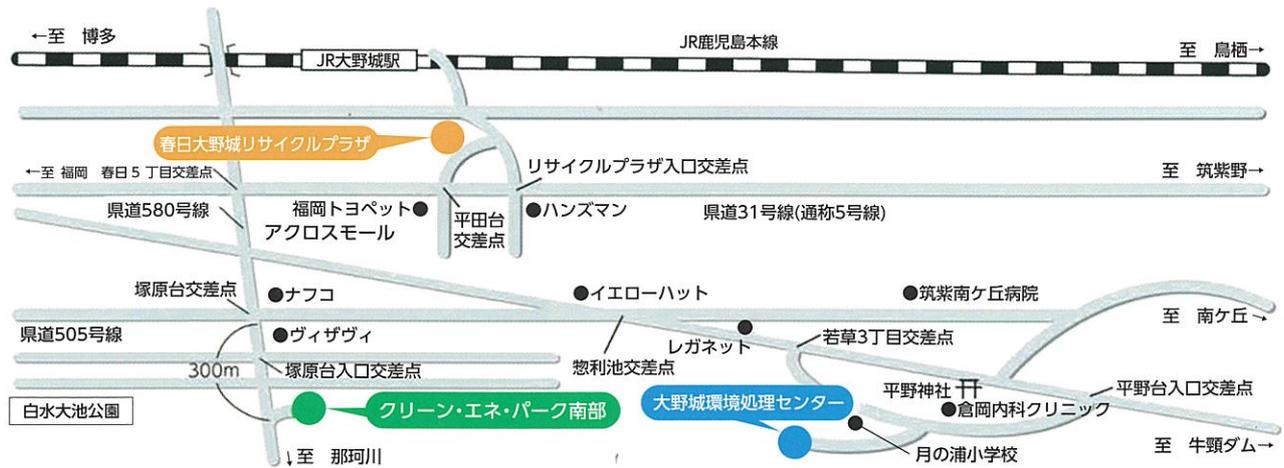
優良事業所の中でも、さらに高い基準を達成している事業所には表彰状を授与します。

※推進事業所と優良事業所では項目は同じですが、達成基準が異なりますので注意してください。

※登録・認定基準(抜粋)

項目	内容
適正処理	◆市の分別基準に従ってごみを処理している ◆廃棄物・リサイクルに関する責任者を設置している など
発生抑制	◆商品の納品を簡易包装または再利用できる箱で行っている ◆買い物袋持参運動、レジ袋削減運動を励行している など
再利用・再生利用	◆古紙・空き缶・空きビン・ペットボトル等を再資源化している ◆環境ラベル付事務用品・日用品を利用している など
啓発活動等	◆ごみ減量・リサイクルに関する研修等、教育の機会を設けている ◆ISO14001または相当規格の認証を取得している など

◇ごみ処理施設案内



名称	クリーン・エネ・パーク南部 (福岡都市圏南部工場)	春日大野城リサイクルプラザ	大野城環境処理センター (緑のリサイクル)
住所	☎092-433-8234 春日市大字下白水104番地5	☎092-596-7066 春日市春日公園6丁目2番地	☎092-596-5943 大野城市大字牛頸2472番地
ごみの種類	もえるごみ	ビン・缶、その他のもえないごみ、 ペットボトル・白色トレー	せん定枝、枯草・枯木・枯葉、刈草、 廃木材
受付時間	月～土曜日(休日・祝日も可) 午前8時半～午後4時	月～金曜日(休日・祝日除く) 毎月第3回目の日曜日 午前8時半～11時半 午後1時～4時	月～金曜日(休日・祝日除く) 毎月第3回目の日曜日 午前9時～正午 午後1時～4時
休み	日曜日 年末年始 1月上旬～下旬 (定期点検のため)	土曜日 日曜日(毎月第3回目の日曜日以外) 休日・祝日 年末年始	土曜日 日曜日(毎月第3回目の日曜日以外) 休日・祝日 年末年始
※年末年始及び定期点検休みの詳しい日程については市広報、ホームページで確認してください。			
事前予約	必要 電話(092-433-8234)もしくは インターネットサイト (https://jizenuketuke-kankyo.city.fukuoka.lg.jp/eco) で持ち込む30分前までに 予約してください。 ※インターネット予約の当日 搬入の受付は午後2時半まで	不要	不要
注意事項	・適正処理困難物や産業廃棄物は持ち込みできません。 (産業廃棄物についてのお問い合わせはP2参照)	・家電リサイクル法対象商品(テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン)は持ち込むことができません。 ・パソコン、ディスプレイを持ち込むことはできません。 ・処理困難物や産業廃棄物を持ち込むことはできません。 (産業廃棄物についてのお問い合わせはP2参照)	・長辺が2メートル以内のものにしてください。 ・土、石、人力で取り外せるプラスチック・ビニール・金属・紙などは取り除いてください。 ・運搬用のパレット等の産業廃棄物は持ち込むことができません。 (産業廃棄物についてのお問い合わせはP2参照)

問い合わせ先 〒816-8510大野城市曙町2-2-1

大野城市循環型社会推進課

TEL 092-580-1958 FAX 092-573-0022

✉ kankyo@city.onojo.fukuoka.jp